



弁護士法人

西村綜合法律事務所

参加
無料

労務トラブルを未然に防ぐ！

専門書にも記載のない

問題社員対応 実例 セミナー

東証プライム・スタンダード企業を含む累計150社以上の
労務顧問対応をしてきた代表弁護士によるクライアントを納得させる実践知

いずれかの日程にお申込みください

日時

11/18(水) 13:30~15:00

11/19(木) 13:30~15:00

開催
形式

オンライン開催

Zoomにてライブ形式で実施いたします

参加お申込みは
[こちらから](#)



セミナーご参加いただいた方への特典

無料法律相談

セミナーの内容に限らずどんなお困りごとでもご相談いただけます

広告

弁護士法人西村綜合法律事務所（第二東京弁護士会）
〒105-0004 東京都港区新橋1丁目1-13 アーバンネット内幸町ビル3F



弁護士法人西村綜合法律事務所
代表弁護士 西村啓聡

■経歴

東京大学法学部卒業、第二東京弁護士会登録、元日弁連情報問題対策委員会委員

■来歴

2026年10月時点で累計150社（東証プライム、スタンダード他）以上の顧問対応をしてきた。使用者側の労働問題に力を入れており、数多くの企業の労働問題を解決。多数の企業・社労士事務所の顧問実績がある。現在、ニデックの永守重信元会長の顧問も務めている。

このようなお悩み・お困りごとはありませんか？



職場秩序や教育現場への影響が大きい問題社員トラブルについて、
退職勧奨・懲戒処分・解雇も含めた実務対応を知りたい



メンタル不調や休職を繰り返す問題社員への対応について、
現場任せにせず法的リスクを踏まえて整理したい



指示に従わない、能力不足、遅刻・欠勤を繰り返す等
どうしても改善しない問題社員への適切な指導・処分方法を知りたい

問題社員への対応は、一つ間違えば「不当解雇の裁判」や「団体交渉」に発展する可能性があります。不当解雇の裁判になった場合、会社側が多額の解決金を支払うことになるケースもあります。他方で、問題のある社員を放置すると、知らないうちに職場の雰囲気が悪化し、他の社員の離職、業務効率の低下、現場の混乱など、会社全体に大きな影響が生じることがあります。実際に、一人の問題社員への対応が遅れたことで、周囲の社員に大きな負担がかかり、組織運営に支障が生じるケースもあります。

しかし、問題社員をめぐる労務トラブルは、初期段階から適切に対応し、指導・記録・処分等を段階的に行うことで、解決できる場合があります。

本セミナーでは、企業の労務問題に豊富な経験を有する弁護士が、問題社員への注意・指導、退職勧奨、懲戒処分、解雇まで、実際の事例を踏まえながら具体的な対応方法と実践知を解説します。

参加をご希望の方は、QRコードよりお申込みいただくか
下記の枠内をご記入の上FAXにてご返送下さい
FAX送付先：03-3237-3516

貴法人名	役職・ご芳名	
ご住所		
ご連絡先	【TEL】	【FAX】
Eメールアドレス	@	
参加希望日	☐ 11/18(水)13:30～15:00 ☐ 11/19(木)13:30～15:00	